

松江市土木工事監督技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、松江市建設工事に関する契約規則（平成17年松江市規則第59号）第26条及び松江市建設工事等監督要領に基づき、松江市を当事者とする土木工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)「監督」…………… 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び工事施行上必要な指示等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2)「監督職員」…… 監督職員とは、契約約款第9条第1項により通知した職員をいう。
監督職員は2名体制とし、「松江市建設工事等監督要領」に基づき監督職員の職務を分担する。
- (3)「監督の方法」… 監督行為（指示、承諾、協議、提出、提示、報告、通知、確認、立会、段階確認）を総称していう。
 - ①指 示…………… 監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - ②承 諾…………… 契約図書で明示した事項について、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
 - ③協 議…………… 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
 - ④提 出…………… 監督職員が受注者に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
 - ⑤提 示…………… 監督職員が受注者に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
 - ⑥報 告…………… 工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
 - ⑦通 知…………… 監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - ⑧確 認…………… 契約図書に示された事項について、監督職員が臨場若しくは受注者が提出した関係資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
 - ⑨立 会…………… 契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
 - ⑩段階確認…… 設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数量等を確認することをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員は、別表の各項目について、技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。

- 「契」……………松江市建設工事請負契約約款（以下契約約款という。）
「共仕」……………島根県公共工事共通仕様書
「建設リサイクル法」……………建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
「建設リサイクル法施行令」…建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令
「公共」……………公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律

第 3 条（監督の実施）関係

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容把握</p> <p>(2) 施工計画書の確認・承諾</p> <p>(3) 契約書及び設計図書に基づく監督の方法</p> <p>(4) 条件変更等に関する確認、調査、検討、通知</p> <p>(5) 変更設計図書及び数量表の作成</p> <p>(6) 関連工事との調整</p>	<p>① 対象建設工事の届出に係る「説明書」の確認を行い、決裁を受ける。</p> <p>② 対象建設工事の請負契約書の「解体工事に要する費用等」欄に、①の必要事項を記載したうえ、契約締結を行う。（契約担当者）</p> <p>③ 対象建設工事の届出に係る「通知書」を建築指導課へ通知する。</p> <p>契約書、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記の事項について確認する。</p> <p>① 請負代金内訳書の提出を確認する。</p> <p>② 下請通知書の提出を確認する。</p> <p>③ 施工体制台帳及び施工体系図の確認。</p> <p>④ 財務会計システムの契約結果入力欄に契約結果並びに配置技術者名を入力する。配置技術者等の常駐及び専任に疑義がある場合は、確認のうえ必要な措置を求めること。</p> <p>⑤ 請負代金額500万円以上の工事は、工事实績情報システム（CORINS）の「工事カルテ受領書」の写しを確認する。</p> <p>⑥ 施工体制チェックシートにより施工体制全般について、確認する。</p> <p>⑦ その他契約の履行上必要な事項。</p> <p>契約書に基づいて受注者から提出された施工計画書の記載事項の確認、記載内容の一部省略の承諾。</p> <p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図等の作成を含む）及び報告等について、必要により現場状況を確認し、適切に行う。</p> <p>① 契約書第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。</p> <p>② ①の調査結果を請負者受注者通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。 ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、契約検査課（建設工事監理室）と協議を行う。</p> <p>③ 工事内容や設計図書等の変更は、設計図書の変更内容を受注者に通知し、設計図書の変更が可能となる。 工事の進捗状況等を考慮して、早急に対応する必要がある場合は「工事打合簿」により協議し、指示を行う。 工期の変更又は請負代金額の変更を必要とする場合は、「請負工事の変更協議について」により協議する。この協議書は、契約当事者双方が一時的に契約の履行を担保するものである。 当初請負代金額の増減額が1割を超える重大な変更となる場合は、設計審査等必要な手続きを実施し、協議書を添えて契約変更の決裁を直ちに取ること。 当該契約の完成期限を越える工期延期が必要と認められる場合も、同様とする。</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量等について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p> <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指</p>	<p>建設リサイクル法 第10～13,46条 建設リサイクル法施行令 第2,8条</p> <p>共仕 第1編 1-1-2 第3編 1-1-2</p> <p>共仕 第3編 1-1-2 共仕 第1編 1-1-9 建設業法 第23条 共仕 第1編 1-1-10 公共 第13条 契 第10,12条</p> <p>共仕 第1編 1-1-5</p> <p>公共 第14条</p> <p>共仕 第1編 1-1-4</p> <p>契 第9条 共仕 第1編 1-1-2 第1編 1-1-6</p> <p>契 第19条 共仕 第1編 1-1-14</p> <p>契 第20条</p> <p>契 第24,25条 共仕 第1編 1-1-14 第1編 1-1-15</p> <p>契 第19,20条 共仕 第1編 1-1-2 第1編 1-1-14</p> <p>契 第2条 共仕 第1編 1-1-2</p>

	示を行う。	
(7) 契約の履行についての指示	受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき、履行状況を確認し、必要に応じて工程回復を行うよう指示すること。	契 第 3, 11 条 共仕 第 1 編 1-1-2
(8) 工期変更協議の対象通知	契約約款第15条第7項、第17条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条、第23条第1項及び第44条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議を行い、その結果の通知を行う。	契 第 24 条 共仕 第 1 編 1-1-15
(9) 報告及び決裁	以下のことについて、別に定める「松江市建設工事等設計審査要領」「松江市建設工事事故関係事務処理マニュアル」等に該当する事案の場合は、契約検査課（建設工事監理室）へ報告する。	
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部、若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、決裁を得て受注者に通知する。 ② 受注者から工期の延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、必要な手続きを実施し決裁を得て変更する。	契 第 21 条 共仕 第 1 編 1-1-13 契 第 21 条 共仕 第 1 編 1-1-13
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、決裁を得る。	契 第 28 条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を工事担当部内へ文書により報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、工事担当部内へ文書により報告する。	契 第 30 条 共仕 第 1 編 1-1-38 契 第 30 条
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、当該工事を所管する課長は速やかに建設工事事故関係事務処理マニュアルに基づき報告しなければならない。	契 第 29 条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合は品質および出来形の確認を行い、検査員に協議のうえ必要があれば検査員の検査を受けるものとする。	契 第 34 条 共仕 第 1 編 1-1-22
6) 部分払請求時の出来高確認及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、検査員の検査を受ける。	契 第 38 条 共仕 第 1 編 1-1-21
7) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは、監理技術者又は専門技術者、下請人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、工事担当部の長等の決裁を得て、措置請求を行う。	契 第 12 条
8) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 契約書第47条第1項、第48条第1項及び第49条に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、工事担当部内の決裁を得て、措置請求を行う。 ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、工事担当部等へ文書により報告する。 ③ 契約が解除された場合は、既済部分の出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、出来形部分の検査を受け、必要な措置を行うこと。	契 第 47, 48, 49 条 契 第 50 条 契 第 51 条
2. 施工状況の確認等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。	
(1) 事前調査等	① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の確認 ③ 支給(貸与)品の確認 ④ 事業損失防止家屋調査の立会い	共仕 第 1 編 1-1-37 共仕 第 1 編 1-1-3

	⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥工事区域用地の把握 ⑦その他必要な書類	共仕 第1編 1-1-35 契 第16条 共仕 第1編 1-1-7
(2) 指定材料の確認	① 設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の調査し、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い又は確認を行う。 ② 別表1「指定材料の品質確認一覧」の工事材料を使用する場合には、受注者の提出する資料により材料の確認を行う。	契 第13,14条 共仕 第2編 1章第2節 共仕 第2編 1章第2節 表 1-1
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契 第14条
(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	① 各工種毎に、受注者及び監督員で協議決定した段階確認の10%程度については、監督員が臨場する。 ② 設計図書に示された施工段階において、別表2「段階確認一覧」に基づき臨場等により確認を行う。 不可視部において構造上重要なものについては、超音波による検測などで確認する。	共仕 第3編 1-1-6
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。	別表3
(6) 改造請求及び破壊による確認	① 工事の施工部分が、契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。 ② 契約書第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。	契 第17条 契 第17条
(7) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、監督員が立ち会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。 ② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でない認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を監督員と打合せのうえ引渡し等の措置を行う。	契 第15条 共仕 第1編 1-1-16 契 第15条
(8) 低入札価格工事の対応	低入札価格で落札した工事については、下記対応をとる。 ① 段階確認及び施工状況の把握の実施頻度を増やし、疎漏工事・手抜き工事の監視を強化徹底を図る。 ② 使用資材の品質等の確認を強化する。	
3. 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	共仕 第1編 1-1-30 第1編 1-1-35
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	共仕 第1編 1-1-26
4. その他		
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。	共仕 第1編 1-1-17
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	契 第27条

(3) 事故等に対する措置	事故が発生した時は、速やかに建設工事事務処理マニュアルに基づき報告する。	契 第 29 条 共仕 第 1 編 1-1-29
(4) 工事成績の評定	監督員は工事完成時等の検査員検査を受けるときは、松江市建設工事成績評定要領に基づき、工事成績の評定を行う。	
(5) 工事完成検査等の立会	原則として当該工事の監督員は、工事の完成、出来形、中間の各段階における検査の立会を行う。	共仕 第 1 編 1-1-20 第 1 編 1-1-21
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、検査命令者の指定する検査日を受注者に対して通知する。	共仕 第 1 編 1-1-20 第 1 編 1-1-21

附則

この基準は、平成17年3月31日から施行する。

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年11月18日から施行する。

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1

指定材料の品質確認一覧

区分	確認材料名	摘要
鋼材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	
	鋼製杭及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材	セメント	JIS製品以外
	混和材料	JIS製品以外
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS製品以外
塗料	塗料一般	
その他の	レディーミクストコンクリート	JIS工場以外
	アスファルト混合物	
	場所打杭用 レディーミクストコンクリート	JIS工場以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発生品	
	捨石・被覆石等	

(監督行為:外観及び品質規格証明書等受注者が照合して確認した資料に基づき確認を行う。)

別表2

段階確認一覧

一般：一般監督
重点：重点監督

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度	
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事	
河川土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	
海岸土工 (掘削工)					
砂防土工 (掘削工)					
道路土工 (掘削工)					
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事	
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理 置換	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m	
		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m	
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m	
パーチカドレーン工	サンドドレーン 袋詰式 サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本	
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本	
締固め改良工	サンドコンパクション パイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本	
		施工完了時	基準高、位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本	
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本	
		施工完了時	基準高、位置、間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本	
		施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本	
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 プラス 一般：1回/150枚	
		打込完了時	基準高、変位	重点：1回/100枚	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 プラス 一般：1回/75枚	
		打込完了時	基準高、変位	重点：1回/50枚	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否 杭の支持力	試験杭 プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本	
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	試験杭+	
		掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質	一般：1回/10本	
		施工完了時(中堀杭)	基準高、偏心量	重点：1回/5本	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本	
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭 プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本	
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物	
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭 プラス 一般：1回/10本 重点：1回/5本	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本	
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回/3本 重点：全数	
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本	
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	一般：1回/3本 重点：全数	
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数	
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄骨据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/構造物	
		本体設置前(オープンケーソン)	支持層		
		掘削完了時(ニューマチックケーソン)	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット	
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭+	
		打込完了時	基準高、偏心量	一般：1回/10本 重点：1回/5本	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本	
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/構造物	
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線	
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線	
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事	
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事	

重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工 (橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
		埋め戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
鋼橋		仮組立て完了時(仮組立て が省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法等	一般:————— 重点:1回/1構造物
ポストテンションT(D)桁 製作工 プレキャストブロック桁 組立工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総ケーブル数 重点:10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 横締め作業導入完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総ケーブル数 重点:20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作を除く)	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み 本数及び長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		施工時(構造の変化時)	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	
法枠工	現場吹付法枠	型枠を組み立て、アンカー設置後	使用材料、幅、打込み長	1回/500㎡、 但し500㎡未満は2回とする。

注)・表中の「把握の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案のうえ、

これを最小限として設定する事とする。

- ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。
- ・一般監督:重点監督以外の工事
- ・重点監督:下記の工事
 - (イ)主たる工種に新工法・新材料を採用した工事 (ロ)施工条件が厳しい工事
 - (ハ)第三者に対する影響のある工事 (ニ)その他
- ・この表にない工種は受注者と協議のうえ段階確認の指示を行うこと。

別表3

施工状況把握一覧

一般：一般監督
重点：重点監督

種別	細別	施工時期	把握項目	把握の程度
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工 深基工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気候	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気候	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工 (橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工 床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気候	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
ポストテンションT(I)桁 製作工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し出し箱桁 製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気候	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
トンネル工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	1回／支保工変更毎
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回／1工事 重点：2～3回／1工事
舗装工	路盤、表層、 基層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般：1回／1工事 重点：1回／3000㎡
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回／1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
樹木・芝生管理工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
植生工				
ダム工	各工事ごとに別途定める。		各工事ごとに別途定める。	

注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定する事とする。

・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事

(イ)主たる工種に新工法・新材料を採用した工事 (ロ)施工条件が厳しい工事

(ハ)第三者に対する影響のある工事 (ニ)その他